

I 個人

2) 消費税及び地方消費税確定申告書等

□前年又は前事業年度、基準期間に対応する「消費税及び地方消費税確定申告書等」、その他「消費税等調査表」の「調査・収集した資料」に記載の資料はあるか。

○ 消費税等調査表

調査・収集した資料

☐ 前年又は前事業年度の「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」

☐ 基準期間に対応する「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」

☒ 基準期間に対応する「所得税又は法人税確定申告書（控）」

☐ 消費税簡易課税制度選択届出書

☐ 消費税簡易課税制度選択不適用届出書

☐ 消費税課税事業者選択届出書

☐ 消費税課税事業者選択不適用届出書

☐ 消費税課税事業者届出書

☐ 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書

☐ 法人設立届出書

☐ 個人事業の開廃業等届出書

☐ 消費税の新設法人に該当する旨の届出書

☐ 消費税課税事業者届出書（特定期間用）

☐ 特定期間の給与等支払額に係る書類（支払明細書(控)、源泉徴収簿等）

☐ 特定新規設立法人に該当する旨の届出書

☐ 高額特定資産の取得に係る課税事業者である旨の届出書

☐ その他の資料

3) 総勘定元帳又は経費帳

□決算書（損益計算書）の科目に対応する総勘定元帳はあるか。

4) 賃金台帳

□直近3ヶ月の従業員の賃金台帳はあるか。

□決算書「○給料賃金の内訳」に記載の従業員と賃金台帳（直近3ヶ月）に記載の従業員の相違を確認。

○決算書「○給料賃金の内訳」

総理
番号

○給料賃金の内訳

氏名	年齢	従事 月数	支 給 料 賃 金	賞 与	合 計	所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額
			173,500		173,500	0
			99,000		99,000	0
			99,500		99,500	0
その他(人分)						
計			372,000		372,000	0

○専従者給与の内訳

氏名	続柄	年齢	従事 月数	支 給 料 賃 金	賞 与	合 計	所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額
				960,000		960,000	0
計			12	960,000		960,000	0

I 個人

5) 継続的契約に関する契約書、各種領収書等

(固定的な経費の補償額のチェックにおいて確認する。)

6) 営業許可に関する証書等

□業種、営業種目に応じた営業許可に関する証書等があるか。

2. 営業補償の対象者(被補償者)

(1) 屋号・代表者

□事業所の屋号及び代表者が正しいか。
(報告書記載事項、営業調査総括表及び確定申告書等の確認。)

(2) 本店及び営業休止対象の事業所

□営業補償の対象となる事業所の所在地と本店の所在地が正しいか。
(報告書記載事項、営業調査総括表及び確定申告書等の確認。)

(3) 事業(営業)種目

□事業種目が正しいか。(報告書記載事項、営業調査総括表及び確定申告書等の確認。)

□事業所が複数の事業種目を行っている場合、営業休止対象の事業所の事業種目は何か。

□不動産所得がないか。(確定申告書(第一表)の確認。)不動産所得があれば移転対象かどうかを確認し、移転対象であれば営業休止の対象となるか家賃減収補償の対象かを確認する

○決算書

令和 02 年分所得税青色申告決算書(一般用)

5040-0001

住所	フリガナ氏名	事務所所在地
事業所所在地	電話番号(自宅)	氏名(名称)
業種名	加入団体名	電話番号

○確定申告書

令和 02 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書

住所

氏名

生年月日

職業

収入金額等

事業所得	8	4	3	6	5	3	8
不動産所得							
利子所得							
配当所得							
給与所得							
公的年金等所得	1	3	2	6	3	7	4
雑所得							
その他所得							
総合所得							
一時所得							
事業所得	2	1	0	0	2	0	1
不動産所得							
利子所得							
配当所得							
給与所得							
公的年金等所得	2	2	6	3	7	4	
雑所得							
その他所得							
⑦から⑩までの計	2	2	6	3	7	4	
総合所得・一時所得							
合計	2	3	2	6	5	7	5
社会保険料控除	3	4	1	4	0	0	

I 個人

(4) 営業概要

☐ 企業の沿革、営業の概要が正しいか。(報告書記載事項及び営業調査総括表の確認。)

☐ 主な仕入先は正しいか。(仕入先調査表及び総勘定元帳の仕入高、売掛金等の確認。)

○仕入先調査表

様式第3号 仕入先調査表		
経費帳仕入高より		
仕入先名称	所在	品名
㈱		ペット用品
㈱		ペット用品、ペットフード
㈱		ペット用品
その他		

☐ 売上構成は正しいか。(報告書記載事項、営業調査総括表及び元帳明細(経費等拾い表)の確認。)

○営業総括表

移転の 対象となる 事業所等	名称	所在地			
	責任者の氏名	開設年月日	平成19年2月頃(開き取りによる)	平均賃金	- 円
	営業種目	動物トリマー (所得税青色申告決算書より)	許可等	第一種動物取扱業	従業員数 2名 (アルバイトのみ)
	敷地及び建物の所有関係 土地所有者 建物所有者				
	製造・加工又は販売等の 主な品目	主な仕入先	主な販売先	売上構成	
動物トリミング			不特定多数個人客	品目	構成比
				トリミング	73.9 %
				ドッグホテル	6.7 %
				その他	19.4 %

(5) 税務申告(所得税)の方式

☐ 税務申告方式が青色申告か白色申告かを確認。(報告書記載事項及び確定申告書等の確認。)

(6) 営業休止対象の事業所の権利態様(権原)

☐ 営業休止対象の事業所の土地及び建物の所有者が正しいかを確認。(報告書記載事項、土地及び建物の登記記録並びに営業調査総括表の確認。)

☐ 営業休止対象の事業所の営業に係る権原が正しいかを確認。(報告書記載事項、土地又は建物に係る賃貸借契約書等及び営業調査総括表の確認。)

I 個人

(7) 損益の推移

☐過去3年間の損益の推移が正しいか。(報告書記載事項及び損益計算書比較表の確認。)

○決算書(損益計算書)

令和 年 月 日		損 益 計 算 書 (自									
科 目		金 額 (円)		科 目		金 額					
売上原価	売上(収入)金額 (雑収入を含む)	①	8436538	経費	消耗品費	⑪					
	期首商品(製品)棚卸高	②	130350		減価償却費	⑫					
	仕入金額(製品)棚卸高	③	398206		福利厚生費	⑬					
	小 計 (②+③)	④	528556		給料賃金	⑭					
	期末商品(製品)棚卸高	⑤	123460		外注工賃	⑮					
	差引原価 (④-⑤)	⑥	405096		利子割引料	⑯					
費用	差 引 金 額 (①-⑥)	⑦	8031442	地 代 家 賃	⑰						
	租 税 公 課	⑧	116700	賃 倒 金	⑱						
	荷 造 運 賃	⑨	6674	支 払 手 数 料	㉑						
	水 道 光 熱 費	⑩	273531	車 両 費	㉒	618451					
	旅 費 交 通 費	⑪			㉓						
	通 信 費	⑫	396454		㉔						
	広 告 宣 伝 費	⑬	112206	雑 費	㉕	771436					
	接 待 交 際 費	⑭	120139	計	㉖	4321241					
	損 害 保 険 料	⑮		差 引 金 額 (⑦-⑮)	㉗	3710201					
	修 繕 費	⑯	47630								

① 総 売 上 高

② 売 上 原 価

③ 売 上 利 益

④ 一般管理費及び販売費

⑤ 営 業 利 益

⑥ $\frac{\text{⑤}}{\text{①}}$ 総 売 上 対 所 得 率

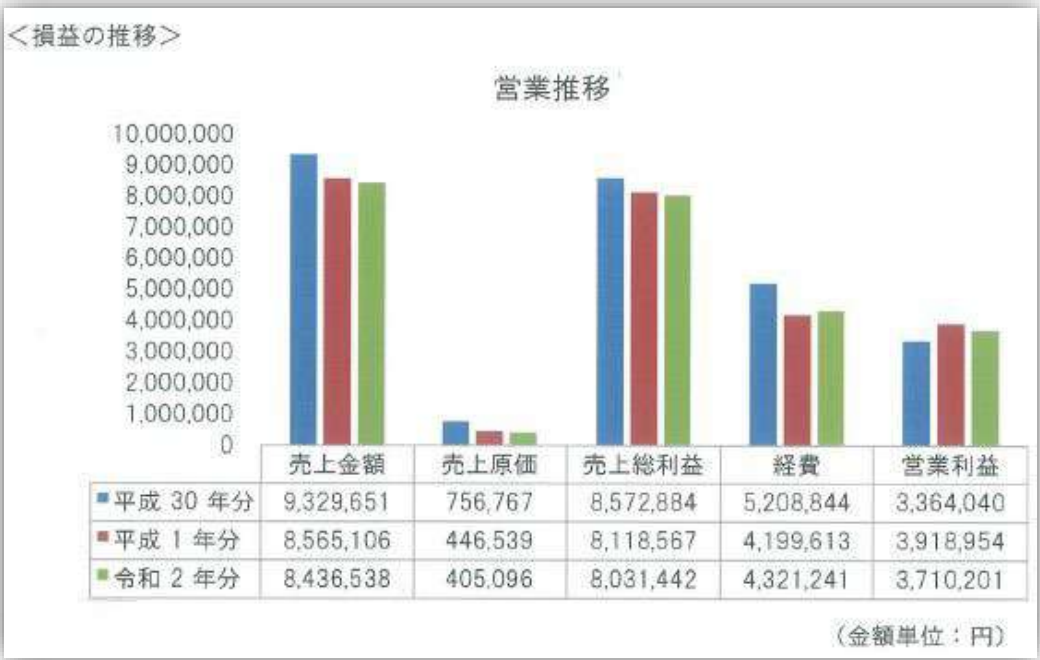
⑦ $\frac{\text{⑤}}{\text{④}}$ 総 売 上 対 経 費 率

(備考) (%)は、小数点以下第2位を四捨五入

○損益計算書比較表

000

○損益の推移に関するグラフ



☐過去3年間の損益の推移に特異な状況が見受けられないか。(急激な売上高、営業利益の増減等。)

(8) 組織の概要

☐事業所の組織が正しいか。(報告書記載事項、添付の組織図並びに合計残高試算表又は事業所ごとの損益計算書の確認。)

3. 移転工法等

☐移転工法の確認(構外移転、構内移転、借家継続、借家継続困難、機械設備復元、機械設備再築の別。)(報告書記載事項の確認。)

4. 営業休止対象の事業所等

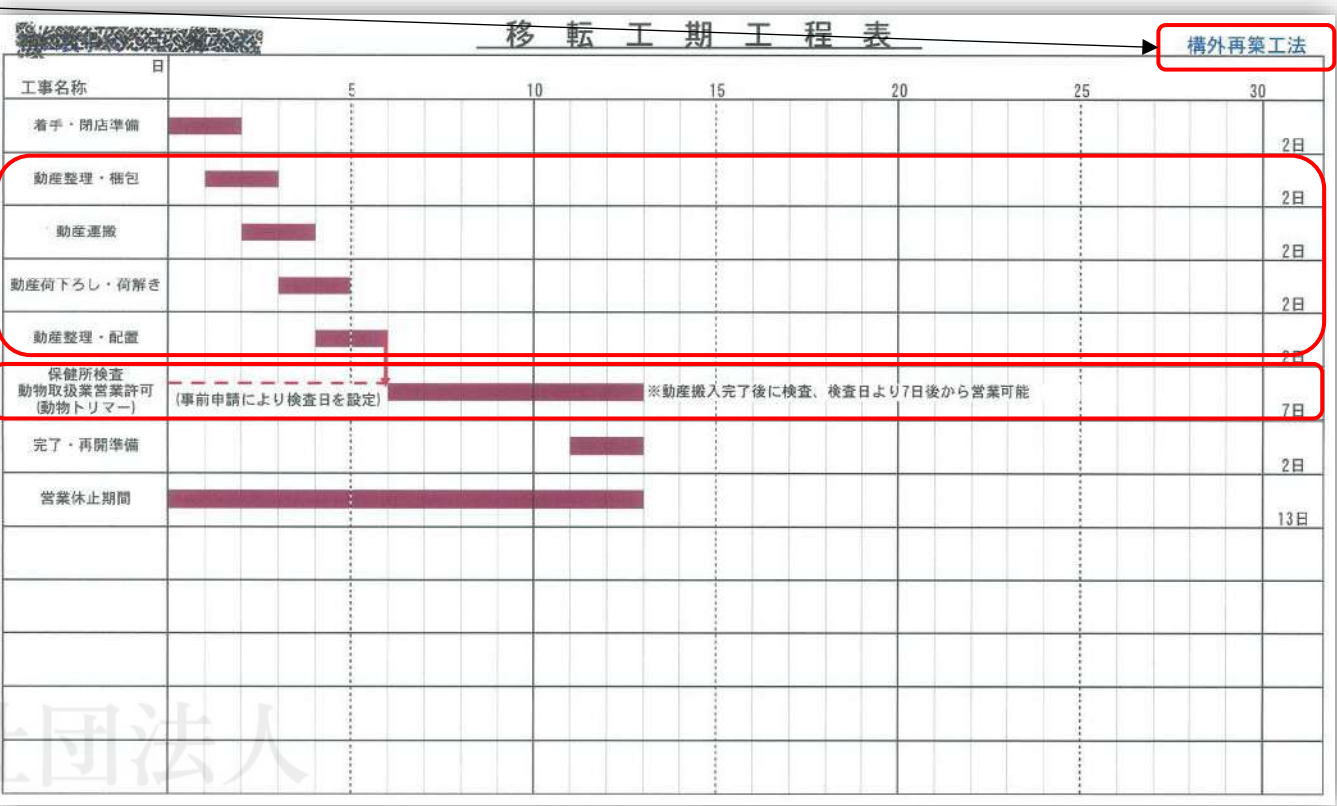
☐営業を休止する範囲(地理的・組織的要素)

I 個人

5. 営業休止期間

- ☐ 移転工程が建物の移転方法・工法と整合しているか。
- ☐ 構内移転の場合、建物等の移転工程が適正か。
- ☐ 動産の移転工程が適正か。
- ☐ 許認可等の申請にかかる工程が適正か。

○移転工程表



6. 消費税等相当額の補償

(1) 会計処理の方法

☐ 免税事業者か原則課税事業者か、原則課税事業者の場合、税込・税抜経理方式のどちらを採用しているか。勘定科目に「消費税等」とある場合は税込経理方式であり、「仮払消費税」、「仮受消費税」とある場合は税抜経理方式である。月末、決算時に一括で税抜処理する場合もあるので注意。

(2) 補償の要否

1) 消費税等調査の内容

☐ 調査・収集した資料は適正か。

2) 消費税等相当額補償の要否判定及び補償内容

☐ 消費税等相当額補償の要否判定フローの内容は適正か。

☐ 免税事業者かどうかの判定のため、事業者からの聞き取り結果、基準期間に対応する「所得税の確定申告書」、総勘定元帳の売上高の内訳より基準期間の課税売上高の確認が適正に行われているか。

☐ 基準期間の課税売上高が1年に満たない場合の確認事項として、個人事業の開業届出書があるか。

☐ 基準期間の課税売上高が1,000万円以下の場合であっても特定期間(1年前の1～6月)の課税売上高又は給与等支払総額が1,000万円を超えていれば課税事業者となるため、その確認。

☐ 直近決算期において簡易課税制度を採用しているか。課税売上高が5,000万円以下の場合は簡易課税制度が採用可能。

☐ 補償用課税売上割合の率、一部補償の場合の共用資産の承認割合は適正か。

I 個人

7. 補償額の算定

(1) 損益計算書

1) 損益計算書

☐ 損益計算書が作成されている場合(総勘定元帳からの転記ミス等による決算書の数値の誤りにより、適正な数値に修正した損益計算書を作成し算定根拠とすることもある。)は、決算書からの転記に誤りがないか。(決算書を修正している場合はその旨が明記されているか。)

○損益計算書

補償対象損益計算書			
消費税率等の会計処理は税込方式によっている			
令和2年1月1日～令和2年12月31日			
科 目	損 益 計 算 書	備 考	
売上(収入)金額 (雑収入を含む) ①	8,436,538		
期首商品(製品)棚卸高 ②	130,350		
仕入金額 ③	398,206		
小 計 (②+③) ④	528,556		
期末商品(製品)棚卸高 ⑤	123,460		
差引原価 (④-⑤) ⑥	405,096		
差 引 金 額 (①-⑥) ⑦	8,031,442		
租 税 公 課 ⑧	116,700		
荷 造 運 賃 ⑨	6,674		
水 道 光 熱 費 ⑩	273,531		
通 信 費 ⑪	396,454		
広 告 宣 伝 費 ⑫	112,206		
接 待 交 際 費 ⑬	120,139		
修 繕 費 ⑭	47,630		
消 耗 品 費 ⑮	490,322		
減 価 償 却 費 ⑯	808,232		
福 利 厚 生 費 ⑰	186,146		
給 料 賃 金 ⑱	372,000		
支 払 手 数 料 ⑲	1,320		
車 両 費 ⑳	618,451		
雑 費 ㉑	771,436		
計 ⑳	4,321,241		
差 引 金 額 (⑦-⑳) ㉒	3,710,201		

○決算書(損益計算書)

損 益 計 算 書 (自 1 月 1 日 至 1 月 1 日)			
科 目	金 額 (円)	科 目	金 額 (円)
売上(収入)金額 (雑収入を含む) ①	8,436,538	消耗品費 ⑰	490,322
期首商品(製品)棚卸高 ②	130,350	減価償却費 ⑯	808,232
仕入金額(製品) ③	398,206	福利厚生費 ⑰	186,146
小 計 (②+③) ④	528,556	給料賃金 ⑱	372,000
期末商品(製品)棚卸高 ⑤	123,460	外注工賃 ㉑	
差引原価 (④-⑤) ⑥	405,096	利子割引料 ㉒	
差 引 金 額 (①-⑥) ⑦	8,031,442	地代家賃 ㉓	
租 税 公 課 ⑧	116,700	貸倒金 ㉔	
荷 造 運 賃 ⑨	6,674	支払手数料 ㉕	1,320
水道光熱費 ⑩	273,531	車両費 ㉖	618,451
旅費交通費 ⑪			
通信費 ⑫	396,454		
広告宣伝費 ⑬	112,206		
接待交際費 ⑭	120,139		
損益保険料 ⑮			
修繕費 ⑯	47,630		
		雑 費 ㉑	771,436
		計 ㉒	4,321,241
		差 引 金 額 (⑦-⑳) ㉓	3,710,201

2) 分離損益計算書(損益の分離が必要な事業所)

☐ 複数の事業を行っている場合及び複数の事業所が存しその一部が営業休止する場合には損益の分離が必要であり、その場合は以下について確認する。

☐ 損益の分離方針が記載されているか。

☐ 分離の対象が適正か①: 事業運営(営業・製造)のフロー、当該フローの各段階に対応する組織が把握されているか。

☐ 分離の対象が適正か②: 採用される移転工法・移転方法によって休止する組織が適切に把握され分離されているか。

I 個人

□分離の方法が適正か①:組織上の管轄と損益の関係性が明確に把握され、損益の分離が行われているか。

□分離の方法が適正か②:売上が取引の積み上げにより明確に分離されているか。通常、売上は按分による分離を行わず、取引の積み上げによる。(製造業における工場を分離する場合は、製造原価の積み上げから売上を按分することがある。)

□分離の方法が適正か③:売上原価が取引の積み上げにより明確に分離されているか。通常、売上原価は按分による分離を行わず、取引の積み上げによる。(個別の取引が把握できなかった場合は、やむを得ず売上高比率等により按分することもある。)

□分離の方法が適正か④:販売費及び一般管理費が適正に分離されているか。個々の取引の分離が可能なもの、按分によるもの等が適切に判断されているか。按分の場合は、適切な比率で按分されているか。(一般的に、事業内容が同様の事業間については売上高比率、異なる事業間については売上総利益率による。その他、法定福利費については、労務費率により按分する場合もある。)

(2) 元帳明細 (経費拾い表)

□損益項目に関する勘定科目の全取引が総勘定元帳等から漏れなく転記されているか。

○総勘定元帳付属明細書

付属明細書番号 8
総勘定元帳 [消耗品費]

日付	項目	金額
H32.1.10	リボン	11,165
H32.1.17	フード、おむつ	3,234
H32.1.18	おむつ	1,654
H32.1.18	ボールペン替芯	2,430
H32.1.18	フード	1,580
H32.1.21	シーツ他	3,960
H32.1.28	シャンプー・フード	16,555
H32.2.5	シャンプー剤	16,396
H32.2.11	お香	3,080
H32.2.18	ヘアワックス他	4,424
H32.2.23	シール他	880
H32.2.26	リボン	5,720
H32.2.26	洗髪剤・歯粉	9,460
H32.3.2	トイレットのペーパー	1,396
H32.3.3	シーツ	2,376
H32.3.4	お香	5,012

○決算書(損益計算書)

平成32年度 消耗品費

	借方金額	貸方金額
1/10 現金 11	11,165	11,165
1/17 普通預金 27	3,234	14,399
1/18 普通預金 30	1,654	16,053
1/18 普通預金 31	2,430	18,483
1/18 普通預金 32	1,580	20,063
1/21 現金 38	3,960	24,023
1/28 現金 65	16,555	40,578
1月度 合計	40,578	0
2/5 普通預金 102	16,396	56,974
2/11 現金 156	3,080	60,054

○総勘定元帳付属明細書

付属明細書番号 13
総勘定元帳 [車両費]

日付	項目	金額
H32.4.27	自動車保険	47,390
H32.12.28	自動車保険	46,180
* 計	自動車保険	93,570
H32.8.5	車検	88,100
H32.10.9	車検代	123,844
* 計	車検代	211,944
H32.1.13	ガソリン代	3,375
H32.1.26	ガソリン代	9,211
H32.2.22	ガソリン代	9,156
H32.3.17	ガソリン代	3,237
H32.4.17	ガソリン代	7,422
H32.4.17	洗車	720
H32.4.19	ガソリン代	3,163

□摘要の種別ごとに集計されているか。

I 個人

□勘定科目ごとの合計が損益計算書と一致しているか。

○損益計算書

補償対象損益計算書

消費税等の会計処理は税込方式によっている

令和2年1月1日～令和2年12月31日

科 目		損 益 計 算 書 計 上 額	備 考
売 上 (雑 収 入) 金 額 ①		8,436,538	
売 上 原 価	棚 背 商 品 (製 品) 棚 卸 高 ②	130,350	
	仕 入 金 額 ③	398,206	
	小 計 (② + ③) ④	528,556	
	期 末 商 品 (製 品) 棚 卸 高 ⑤	123,460	
	差 引 原 価 (④ - ⑤) ⑥	405,096	
差 引 金 額 (① - ⑥) ⑦		8,031,442	
経 費	租 税 公 課 ⑧	116,700	
	荷 造 運 賃 ⑨	6,674	
	水 道 光 熱 費 ⑩	273,531	
	通 信 費 ⑪	396,454	
	広 告 宣 伝 費 ⑫	112,206	
	接 待 交 際 費 ⑬	120,139	
	修 繕 費 ⑭	47,630	
	消 耗 品 費 ⑮	490,322	
	減 価 償 却 費 ⑯	808,232	
	福 利 厚 生 費 ⑰	186,146	
	給 料 賃 金 ⑱	372,000	
	支 払 手 数 料 ⑲	1,320	
	車 両 費 ⑳	618,451	
	雑 費 ㉑	771,436	
計 ㉒		4,321,241	
差 引 金 額 (① - ㉒) ㉓		3,710,201	

○総勘定元帳付属明細書

[illegible]

I 個人

(3) 休業期間中の収益減又は所得減の補償

1) 認定所得額

☐ 認定所得額算定書の営業利益が決算書(損益計算書)の差引金額又と一致しているか。

○決算書(損益計算書)

令和 年 月 日 損益計算書 (自 1 月 1 日至 1 月 1 日)

科目	金額 (円)	科目	金額 (円)
売上(収入)金額 (雑収入を含む) ①	843,653.8	消耗品費 ⑪	49,032.2
期首商品(製品) ②	13,035.0	減価償却費 ⑫	80,823.2
仕入金額(製品) ③	398,206.6	福利厚生費 ⑬	18,614.6
小計(②+③) ④	528,555.6	給料賃金 ⑭	372,000.0
期末商品(製品) ⑤	12,346.0	外注工賃 ⑮	
売上原価(④-⑤) ⑥	405,099.6	利子割引料 ⑯	
差引金額 (①-⑥) ⑦	803,144.2	地代家賃 ⑰	
租税公課 ⑧	11,670.0	貸倒金 ⑱	
荷造運賃 ⑨	6,674.4	支払手数料 ⑲	1,320.0
水道光熱費 ⑩	27,353.1	車両費 ⑳	61,845.1
旅費交通費 ⑪			
通信費 ⑫	39,645.4		
広告宣伝費 ⑬	11,220.6		
接待交際費 ⑭	1,201.3		
損害保険料 ⑮			
修繕費 ⑯	4,763.0		
		雑費 ㉑	77,143.6
		計 ㉒	432,124.1
		差引金額 (⑦-㉒) ㉓	371,020.1

☐ 事業税等が加算されているか。

2) 収益減の補償額

☐ 営業補償金算定書(総括表)の収益減の補償額について、認定収益額×営業休止期間÷365日の算定式に正しい数値が記載されているか、及び計算結果が正しいか。

○総勘定元帳付属明細書

様式第9号 認定所得額算定書 (単位:円)

科目	金額	摘要
① 営業利益	3,710,201	
② 販売費・一般管理費のうち費用としないもの	2,900	
③ 租税公課	2,900	事業税
④		
⑤ 営業外収益	-	
⑥		
⑦		
⑧ 営業外費用	0	
⑨		
⑩		
⑪ 特別利益	0	
⑫		
⑬		
⑭ 特別損失	0	
⑮		
⑯		
⑰ 認定収益額 (①+②+③-④+⑤-⑥-⑦-⑧-⑨-⑩-⑪-⑫-⑬-⑭-⑮)	3,713,101	

○営業補償金算定書

様式第5-2号 営業補償金算定書(営業休止の補償)

氏名又は名称:

構外再築工法、営業休止期間: 13日間

補償項目	計 算 式	(消費税等課税対象額) 補 償 額	備 考
固 定 的 な 経 費 の 額	$(613,134) \times 13 \text{ 日} \div 365 \text{ 日} = (21,837) \text{ 円}$	(21,837) 円	
補 償 額	$1,706,736 \times 13 \text{ 日} \div 365 \text{ 日} = 60,787 \text{ 円}$	60,787 円	
従業員に対する休業手当相当額の補償	従業員に対する休業手当相当額算定書のとおり	0 円	人件費補償なし
休業期間中の収益減又は所得減の補償	$3,713,101 \times 13 \text{ 日} \div 365 \text{ 日} = 132,247 \text{ 円}$	132,247 円	

I 個人

(4) 一時的に得意を喪失することによって通常生ずる損失の補償

□固定費と変動費の分解が営業補償調査算定要領別表3費用分解基準一覧に基づき適正に行われているか。

○得意先喪失補償額算定書

様式第10-4号

得意先喪失補償額算定書

(4) 飲食・サービス業

業種分類 No.	19 (構外移転・短期休業)	業 種 内 容 :	動 物 ト リ マ ー	法人・	個人
資本金	- 千円	年間売上高	8,436 千円	限界利益率	86.8%
				全従業員数	2 名 (アルバイトのみ)

区 分	勘 定 科 目	金 額	科 目 の 内 容	備 考
「A」売上高	① 売 上 高	8,436,538		
	② △売上値引等			売上戻り、返品戻り含む。
	③ 雑 収 入			収益認定の際に計上出来るもの
	計	8,436,538		
「B」売上原価	① 期 首 商 品 (材料) 棚卸高	130,350		
	② 商 品 (材 料) 仕 入 高	398,206		
	③ 外 注 費			
	④ △期末商品(材料) 棚 卸 高	123,460		
	計	405,096		
「C」販売費・一般管理費	① 容 器 包 装 費			荷造材料費含む。
	② 発 送 配 達 費	6,534		荷造・運搬費
	③ 販 売 促 進 費	51,726		販売手数料、見本費
	④ 雑 給	372,000		臨時雇員の賃金・給与
	⑤ 水 道 光 熱 費	273,531		
	⑥ 外 注 費			
	計	703,791		
[D] 変動費合計[(B)+(C)]		1,108,887		

○費用分解基準一覧表

別表 3

費用分解基準一覧表

1/2

番号	勘定科目	科目の内容	限界利益の認定に係る変動費(×) 固定費(○)						備 考
			製造業	建設業	卸売業	小売業	飲食業	サービス業	
2	売上原価								
1	期首商品棚卸高		×		×	×	×	×	
2	商品仕入高		×		×	×	×	×	仕入れ運賃を含む。
3	仕入値引		×		×	×	×	×	商品の返品戻しを含む。
	仕入戻し高		×		×	×	×	×	
4	期末商品棚卸高		×		×	×	×	×	
5	販売費・一般管理費								
1	販売員給与		○	○	○	○			
2	販売員旅費		○	○	○	○			
3	広告宣伝費		○	○	○	○	○	○	
4	容器包装費		×	×	×	×	×	×	荷造材料費を含む。
5	発送配達費	外注運搬費	×	×	×	×	×	×	
		荷造費	×	×	×	×	×	×	車両燃料費、修繕費を含む。
		自社車両費	○	○	○50%	○	○	○	
6	販売促進費		×	×	×	×	×	×	販売手数料、見本費を含む。
7	役員報酬		○	○	○	○	○	○	
8	事務員給与		○	○	○	○	○	○	
9	雑 給		×	×	×	×	×	×	臨時雇員に対する臨時的賃金、給与
10	従業員賞与		○	○	○	○	○	○	引当金の繰入・戻入は除く。
11	退職金		○	○	○	○	○	○	引当金の繰入・戻入は除く。
12	減価償却費		○	○	○	○	○	○	
13	地代・家賃		○	○	○	○	○	○	不動産賃借料、事務用機械車両等のレンタル料、リース料を含む。
14	修 繕 費		○	○	○	○	○	○	
15	事務用消耗品費		○	○	○	○	○	○	
16	通信交通費		○	○	○	○	○	○	
17	水道光熱費		○	○	○	○	×	×	

I 個人

□固定費と変動費の分解がそれぞれ適正に行われているか。(勘定科目の詳細について検討されているか。)

○費用分解一覧表

様式第11号

費用分解一覧表

令和2年1月1日～令和2年12月31日

(業種名: サービス業)

勘定科目	損益計算書計上額	変動費(×) 固定費(○) の別	変動費(×)	固定費(○)	摘要
【売上原価】			405,096	0	
期首商品棚卸高	130,350	×	130,350	0	
仕入金額	398,206	×	398,206	0	
期末商品棚卸高	123,460	×	123,460	0	
【販売費・一般管理費】			703,791	3,614,550	
租税公課	116,700	付表参照	0	113,800	
荷造運賃	6,674	付表参照	6,534	140	
水道光熱費	273,531	×	273,531	0	
通信費	396,454	○	0	396,454	
広告宣伝費	112,206	付表参照	51,726	60,480	
接待交際費	120,139	○	0	120,139	
修繕費	47,630	○	0	47,630	
消耗品費	490,322	○	0	490,322	
減価償却費	808,232	○	0	808,232	
福利厚生費	186,146	○	0	186,146	
給料賃金	372,000	×	372,000	0	雑給に該当するため変動費とした。
支払手数料	1,320	○	0	1,320	
車両費	618,451	○	0	618,451	
雑費	771,436	○	0	771,436	
合 計			1,108,887	3,614,550	

□売上高に所得認定の際に加算した雑収入等が加算されているか。

○費用分解に関する付表

費用分解に関する付表

内 訳	損益計算書計上額	変動費	固定費	摘 要
租税公課	116,700	0	113,800	
自動車税	64,000	0	64,000	
固定資産税	49,800	0	49,800	
個人事業主税	2,900	0	0	収益に加算したため固定費から除外した。
所得税・住民税	0	0	0	
荷造運賃	6,674	6,534	140	
宅配便	6,534	6,534	0	外注運搬費であるため変動費とした。
郵便	140	0	140	
広告宣伝費	112,206	51,726	60,480	
誕生日用ケーキ	51,726	51,726	0	聞き取りにより誕生日に来店したペットに贈るケーキ代であり、販売促進費にあたるため変動費とした。
HP更新料	14,500	0	14,500	
カレンダー製作費	45,980	0	45,980	

○得意先喪失補償額算定書

区 分	勘定科目	金 額	科 目 の 内 容	備 考
「A」売上高	① 売上高	8,436,538		
	② △売上値引等			売上戻り、返品戻り含む。
	③ 雑収入			収益認定の際に計上出来るもの
	計	8,436,538		

I 個人

□限界利益率の計算が適正に行われているか。

○得意先喪失補償額算定書

区 分	勘 定 科 目	金 額	科 目 の 内 容	備 考
「A」売上高	① 売 上 高	8,436,538		
	② △売上値引等			売上戻り、返品戻り含む。
	③ 雑 収 入			収益認定の際に計上出来るもの
	計	8,436,538		
費	計	703,791		
[D] 変動費合計{(B)+(C)}		1,108,887		
(1) 限界利益率				
$\frac{\text{売上高}-\text{変動費}}{\text{売上高}} = \frac{[A]-[D]}{[A]} = \frac{7,327,651}{8,436,538} = 0.868$				
限界利益率 86.8% (小数点以下第4位切捨て)				

□売上減少率が営業補償調査算定要領別表2売上減少率表に基づき適切に選択されているか。

○売上減少率表

別表2

売上減少率表（1ヶ月間の売上高を100とする）

大分類	符号	分 類	構外移転		構内移転	
			短期休業	長期休業	短期休業	長期休業
	1	自主計画により生産を行う全国を商圏とする企業	15	15	10	10
	2	自主計画により生産を行う特定地域を商圏とする企業、又は主として受注生産方式による生産を行う企業	85	120	50	100
サービス業	15	宿泊に関するサービス業（旅館、ホテル、民宿、モーテル等） 娯楽に関するサービス業（劇場、パチンコ店、ゲームセンター、カラオケボックス等） 主として個人を対象とした物品、場所の賃貸に関するサービス業（自動車・ビデオ等のレンタル業、貸ホール、結婚式場、駐車場、洗車場等）	110	125	40	80
	16	専門家が依頼を受けて行う業務又は事務所において営業活動を行うサービス業（会計事務所、法律事務所、建築設計事務所、不動産仲介店、広告代理店、情報処理事務所等） 主として法人を対象とした物品、場所の賃貸に関するサービス業（事務機器、医療機器等のリース業、倉庫業等） 映像・音声・文字情報制作に関するサービス業（ビデオ制作業、出版業等） 教育、保育等に関するサービス業（各種学校、学習塾、料理教室、音楽教室、自動車教習所、保育施設等）	80	140	70	130
	17	自動車、機械等の整備又は修理に関するサービス業（自動車整備・販売業、機械修理業、自動車板金・塗装業、家具修理業等）	70	75	30	50
	18	医療、介護に関するサービス業（診療所、マッサージ施術所、老人ホーム等） 生活衛生に関するサービス業（理容業、美容業、クリーニング業、公衆浴場業等）	120	130	40	70
	19	その他のサービス業	75	80	20	40

○得意先喪失補償額算定書

様式第10-4号
得意先喪失補償額算定書
(4) 飲 食 ・ サ ー ビ ス 業

業種分類 No. 19 (構外移転・短期休業)
業 種 内 容 : 動 物 ト リ マ ー
法人 ・ 個人

資本金 - 千円
年間売上高 8,436 千円
限界利益率 86.8%
全従業員数 2 名 (アルバイトのみ)

区 分	勘 定 科 目	金 額	科 目 の 内 容	備 考
「A」	① 売 上 高	8,436,538		

(2) 一時的に得意を喪失することによって通常生ずる損失額

従前1ヶ月の売上高 (1円未満切捨て)
7,669,580
12

売上減少率
75.0%

限界利益率
86.8%

従前1ヶ月の売上高の税抜
8,436,538 ÷ 1.1 = 7,669,580

注1 この表における「構外移転」とは、店舗等を構外再築工法により移転する場合などを想定したものであり、「構内移転」とは、同一敷地内で現在店舗等に使用されている建物を撤去し、同一敷地内に店舗等を再築又は改造等を行う場合などを想定したものである。

注2 この表における「長期休業」とは、30日を超える休業であり、機械設備等の移設が生じるため、長期の休業を伴う場合などを想定したものである。
「短期休業」とは、30日以内の休業であり、店舗等の移転、開店(業)の準備期間のため、短期休業を伴う場合などを想定したものである。

I 個人

☐消費税の原則課税事業者で税込経理方式を採用している場合は、従前1ヶ月の売上高が税抜き処理されているか。

○得意先喪失補償額算定書

(2) 一時的に得意を喪失することによって通常生ずる損失額				
従前1ヶ月の売上高 (1円未満切捨て)	×	売上減少率	×	限界利益率
7,669,580	×	75.0%	×	86.8%
12				
				従前1ヶ月の売上高の税抜 8,436,538 ÷ 1.1 = 7,669,580

☐得意先喪失の補償の算定式に基づき補償金額が正しく計算され、営業補償金算定書(総括表)に正しく計上されているか。

○得意先喪失補償額算定書

(2) 一時的に得意を喪失することによって通常生ずる損失額				
従前1ヶ月の売上高 (1円未満切捨て)	×	売上減少率	×	限界利益率
7,669,580	×	75.0%	×	86.8%
12				
				従前1ヶ月の売上高の税抜 8,436,538 ÷ 1.1 = 7,669,580
= 416,074 (1円未満切捨て)				
補償額				416,074 円

○営業補償金算定書(得意先喪失補償)

様式第5-2号			
営業補償金算定書(営業休止の補償)			
氏名又は名称:		構外再築工法、営業休止期間: 13日間	
補償項目	計	算	式 (消費税等課税対象額) 補償額 備考
一時的に得意を喪失することによって通常生ずる損失の補償額	639,131	×	75% × 86.8% = 416,074 円

(5) 固定的な経費の補償額

☐損益計算書の各科目の合計と固定的経費附属明細書の各科目の合計の数値が一致しているか。

○損益計算書

補償対象損益計算書			
消費税等の会計処理は税込方式による			
令和2年1月1日～令和2年12月31日			
科 目	損 益 計 算 書	計 上 額	備 考
売 上 (収 入) 金 額 ①		8,436,538	
売 上 原 価			
期首商品(製品)棚卸高 ②		130,350	
仕 入 金 額 ③		398,206	
小 計 (② + ③) ④		528,556	
期末商品(製品)棚卸高 ⑤		123,460	
差 引 原 価 (④ - ⑤) ⑥		405,096	
差 引 金 額 (① - ⑥) ⑦		8,031,442	
租 税 公 課 ⑧		116,700	
荷 造 運 賃 ⑨		6,674	
水 道 光 熱 費 ⑩		273,531	
通 信 費 ⑪		396,454	

○固定的経費附属明細書

様式第7号					
固定的経費附属明細書					
科目名 租税公課					No.1 (単位:円)
内 訳	損 益 計 算 書	収 益 に 加 算	固 定 的 経 費	消 費 税 等	摘 要
	計 上 額	で き る 額	認 定 額	課 税 対 象 額	
自動車税	64,000	0	64,000	0	自動車税は車両を保有している限り、毎期継続した支出があるため固定的経費として認定。
固定資産税	49,800	0	49,800	0	固定資産税は毎期継続した支出があるため固定的経費として認定。
個人事業主税	2,900	2,900	0	0	事業税は収益に応じて課税されるものであり、税法上必要経費に算入しなくてよいものであるため収益に加算する。
所得税・住民税	0	0	0	0	
合計	116,700	2,900	113,800	0	

☐「固定的経費認定基準」に基づき固定的経費が認定されているか。

I 個人

□ 固定的経費の認定額が元帳明細(経費拾い表)の金額と一致しているか。

○ 総勘定元帳付属明細書

付属明細書番号 1		
総勘定元帳 [租税公課]		
日付	項目	金額
H32.5.12	自動車税	64,000
* 計	自動車税	64,000
H32.6.1	固定資産税	49,800
* 計	固定資産税	49,800
H32.8.31	個人事業主税	2,900
* 計	個人事業主税	2,900
H32.5.15	所得税	89,900
H32.6.30	住民税	184,800
H32.12.31	損益不算入分控除	-274,700
* 計	所得税・住民税	0

○ 固定的経費付属明細書

様式第7号 固定的経費付属明細書					
科目名 租税公課					
内訳	損益計算書計上額	収益に加算できる額	固定的経費認定額	消費税等課税対象額	摘要
自動車税	64,000	0	64,000	0	自動車税は車両を保有している限り、毎期継続した支出があるため固定的経費として認定。
固定資産税	49,800	0	49,800	0	固定資産税は毎期継続した支出があるため固定的経費として認定。
個人事業主税	2,900	2,900	0	0	事業税は収益に応じて課税されるものであり、税法上必要経費に算入しなくてよいものであるため収益に加算する。
所得税・住民税	0	0	0	0	-

□ 認定する経費の証憑が添付されているか、又は添付されていない場合においても取引の状況から客観的にみて継続的な支出と認められるか。

○ 証憑の例

電気ご使用量のお知らせ		プラン名 シンプルプランHB 50A	
ご使用場所	ご使用期間 11月22日～12月21日	ご契約	力平
2021年12月分	検針月日 12月21日(60日分)	30A	
ご使用量	300kWh	当月指示数	27671.6
請求予定金額 (うち法定費以外割増額)	8,634円	前月指示数	27371.4
基本料金	1,287円00銭	差引	300.2
電力量1段料金	2,385円00銭	計器乗率	1
電力量2段料金	4,766円40銭	振替予定日	2022年01月27日
電源調達調整費	-1,071円00銭	次回検針予定日	2022年01月25日
(燃料費調整額)	-327円00銭		
(調達調整費)	-744円00銭		
1月度調達調整費分	258円00銭		
再エネ発電促進賦課金	1,008円00銭		
電気重のお知らせ(無料)	0円00銭		

□ 車検代が経費として一括計上されている場合は法定費用、自動車重量税のみ認定しているか。

○ 証憑の例

令和3年10月1日以降の手			
継続検査	納付先・金額(現行)		
手続きの種類	国・都道府県	機関	合計額
普通自動車		1,400円	1,600円
小型自動車		1,300円	1,700円
小型自動車(二輪)	400円	1,300円	1,700円
大型特殊自動車		1,400円	1,800円
軽自動車	1,400円	-	1,400円
普通自動車	1,200円	-	1,200円
小型自動車	(098):1,000円	-	(098):1,000円
小型自動車(二輪)	1,100円	-	1,100円
大型特殊自動車	1,200円	-	1,200円
	(098):1,000円	-	(098):1,000円
軽自動車	1,100円	-	1,100円

I 個人

□店舗併用住宅の場合、基本料金の認定金額が経費割合を考慮した数値になっているか。

□減価償却費は決算書の「○減価償却費の計算」及び元帳明細を確認し、当期償却額が認定されているか。

○減価償却費の計算

減価償却資産の名称等 (経費控除を含む)	面積又は数量	取得年月	①取得価額 (償却保証額)	②償却の基礎 になる金額	償却方法	耐用年数	③償却率 又は 定率	④本年分の償却期間	⑤本年分の普通償却費 (③×④×⑧)	⑥割増(特別償却費)	⑦本年分の償却費合計 (⑤+⑥)	⑧事業専 用割合	⑨本年分の必要経費算入額 (⑦×⑧)	⑩未償却残高 (期末残高)	備 考
店舗建物		平19.2	6,212,175	5,590,958	定額	22	0.046	12/12	257,184		257,184	100.00	257,184	2,633,031	
サークルフェンス		平19.2	945,000	850,500	定額	15	0.066	12/12	56,133		56,133	100.00	56,133	163,816	
店舗庫内用品		平19.2	296,240	14,812				12/12	0		0	100.00	0	1	均等償却
看板 コーポレートサイン		平19.2	196,617	9,831				12/12	0		0	100.00	0	1	均等償却
ドライヤー		平19.2	169,136	8,457				12/12	0		0	100.00	0	1	均等償却
顧客管理ソフト		平23.7	400,000	400,000	定額	6	0.167	12/12	0		0	100.00	0	1	
ペットホテル用ハウス		平24.2	976,425	976,425	定額	22	0.046	12/12	44,915		44,915	100.00	44,915	575,933	
ワーゲンバサート中古		平29.12	1,800,000	1,800,000	定額	4	0.250	12/12	450,000		450,000	100.00	450,000	412,500	
								12/12							
								12/12							
								12/12							
計									808,232		808,232		808,232	3,785,284	

(注) 平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産について定率法を採用する場合にのみ⑧欄のカッコ内に償却率を記入します。

○総勘定元帳付属明細書

日付	項 目	金 額
H32.12.31	店舗建物	257,184
H32.12.31	サークルフェンス	56,133
H32.12.31	ペットホテル用ハウス	44,915
H32.12.31	ワーゲンバサート中古	450,000
* 計	減価償却費	808,232

□広告宣伝費におけるカレンダー制作費等は、每期継続した支出があるものののみ認定しているか。

□継続的に支払われている費用であっても、休業期間中に一時解約が可能なものは認定から除外しているか。

○固定的経費付属明細書

科目名 雑費					No. 14 (単位:円)
内 訳	損益計算書 計上額	収益に 加算 できる額	固定的経費 認定額	消費税等 課税対象額	備 考
ネット卸会費	26,400	0	24,000	24,000	聞き取りにより仕入に使用しているネット通販会社の会費であり、継続した支出があるため固定的経費として認定。2,200÷1.1×12ヶ月＝24,000
NHK受信料	17,500	0	15,909	15,909	NHKの受信料は前払い契約であり、短期での解約が困難であるため固定的経費として認定。17,500÷1.1＝15,909
浄化槽	34,490	0	31,354	31,354	浄化槽の点検、汲み取りは鴻巣市により義務付けられており、継続した支出があるため固定的経費として認定(資料P12)。34,490÷1.1＝31,354
JKC会費	6,500	0	5,909	5,909	国際的愛犬団体である財団法人ジャパンケネルクラブの会費及びライセンス更新料であり、継続した支出があるため固定的経費として認定。6,500 / 1.1 = 5,909
パソコン関連費	46,913	0	42,648	42,648	ソフトウェアの更新料、保守料等であり、継続した支出があるため固定的経費として認定。46,913÷1.1＝42,648
確定申告手数料	33,000	0	30,000	30,000	税理士報酬であり、每期継続した支出があるため固定的経費として認定。33,000÷1.1＝30,000
レンタル料	101,638	0	0	0	モップ、浄水器のレンタル料であり、休業中の利用休止が可能であるため固定的経費として認定せず。
新聞代	39,500	0	0	0	新聞代であり、休業中の購読休止が可能であるため固定的経費として認定せず。
その他雑費	465,495	0	0	0	治療費、ソクサン代等であり、休業中の支出がないため固定的経費として認定せず。

I 個人

□ 固定的経費内訳表における認定金額が固定的経費附属明細書の認定金額の合計額と一致しているか。

○ 固定的経費内訳書

様式第6号				
固 定 的 経 費 内 訳 書				
(単位:円)				
科 目	認 定 金 額	消 費 税 等 課 税 対 象 額	摘 要	付 属 明 細 書 番 号
租税公課	113,800	0	自動車税、固定資産税を認定。	No.1
荷造運賃	0	0	荷造運賃は休業中の支出がないため認定せず。	No.2
水道光熱費	89,373	89,373	電気代、水道代の基本料金を認定。	No.3

○ 固定的経費附属明細書

様式第7号					
固 定 的 経 費 付 属 明 細 書					
科目名 租税公課 No.1 (単位:円)					
内 訳	損 益 計 算 書 計 上 額	収 益 に 加 算 可 能 な 額	固 定 的 経 費 認 定 額	消 費 税 等 課 税 対 象 額	摘 要
自動車税	64,000	0	64,000	0	自動車税は車両を保有している限り、毎期継続した支出があるため固定的経費として認定。
固定資産税	49,800	0	49,800	0	固定資産税は毎期継続した支出があるため固定的経費として認定。
個人事業主税	2,900	2,900	0	0	事業税は収益に応じて課税されるものであり、税法上必要経費に算入しなくてよいものであるため収益に加算する。
所得税・住民税	0	0	0	0	—
合 計	116,700	2,900	113,800	0	

□ 補償補償金算定書(総括表)の固定的な経費の補償額について、固定的経費認定額×営業休止期間÷365日の算定式に正しい数値が記載されているか、及び計算結果が正しいか。

○ 補償補償金算定書(総括表)

様式第5-2号				
営業補償金算定書(営業休止の補償)				
氏名又は名称: 〇〇〇〇〇〇 構外再築工法、営業休止期間: 13日間				
補 償 項 目	計 算 式	(消費税等課税対象額) 補 償 額	備 考	
固 定 的 な 経 費 の 額	$(613,134) \times 13 \text{ 日} \div 365 \text{ 日} = (21,837) \text{ 円}$	(21,837) 円		
補 償 額	$1,706,736 \times 13 \text{ 日} \div 365 \text{ 日} = 60,787 \text{ 円}$	60,787 円		
従業員に対する休業手当相当額の補償	従業員に対する休業手当相当額算定書のとおり	0 円	人件費補償なし	
休業期間中の収益減又は所得減の補償	$3,713,101 \times 13 \text{ 日} \div 365 \text{ 日} = 132,247 \text{ 円}$	132,247 円		

○ 固定的経費内訳書

固 定 的 経 費 内 訳 書				
(単位:円)				
金 額	消 費 税 等 課 税 対 象 額	摘 要	付 属 明 細 書 番 号	
113,800	0	自動車税、固定資産税を認定。	No.1	
0	0	荷造運賃は休業中の支出がないため認定せず。	No.2	
89,373	89,373	電気代、水道代の基本料金を認定。	No.3	
318,960	318,960	固定電話、プロバイダー、携帯電話の基本料金を認定。	No.4	
合 計	1,706,736	613,134		

I 個人

(6) 従業員に対する休業手当相当額の補償

☐ 補償対象となる従業員の認定は適切か。(一時限りの臨時雇用に該当するか、労働契約、雇用保険、社会保険等の加入状況を確認し判断されているか。)

☐ 直近3ヶ月の平均賃金の算定方法(直近3ヶ月の賃金総額を暦日数で除す。)は適切か。

○従業員調査表

様式第4号

従業員調査表

従業員氏名	性別	年令	職種	直近3ヶ月の賃金			摘要	
				令和3年10月	令和3年11月	令和3年12月		
				賃金	賃金	賃金		
四門 太郎			代表	599,440	599,440	599,440	1,798,320	
四門 次郎			主任	276,343	259,441	288,943	824,727	
四門 三郎			〃	239,980	281,156	312,904	834,040	

○従業員に対する休業手当相当額算定書

様式第8号

従業員に対する休業手当相当額算定書							
従業員氏名	直近3ヶ月の賃金総額	暦日数	平均賃金 (A/B)	補償率	補償期間 (日)	補償額 (D'×E×F)	摘要
	A	B	C	E	F	G	
四門 太郎	1,798,320	92	19,546				
四門 次郎	824,727	92	8,964				
四門 三郎	834,040	92	9,065				
補償額 計			37,575	1	13	390,780	

☐ 通勤手当、休業手当の補償の要否判断は適切か。

☐ 補償補償金算定書(総括表)の従業員に対する休業手当相当額の補償額について、一日あたり平均賃金×補償率80%×営業休止期間の算定式に正しい数値が記載されているか、及び計算結果が正しいか。

○営業補償金算定書(総括表)

様式第5-2号

営業補償金算定書 (営業休止の補償)							
氏名又は名称:				橋外移転工法、営業休止期間: 13日間			
補償項目	計			算式	(消費税等課税対象額) 補償額	備考	
固 定 的 な 経 費 の 額	(15,395,679) ×			13 日 ÷ 365 日 =	(548,339) 円		
	23,077,629 ×			13 日 ÷ 365 日 =	821,942 円		
従業員に対する休業手当相当額の補償	(1日あたり平均賃金) 91,396 ×			80 / 100 × 13 日 =	950,518 円		

I 個人

(7) 移転広告費その他店舗等の移転に伴い通常生ずる損失の補償

1) 移転公告費

☐ 定められた補償額基準表がある場合は、当該表の区分に応じた補償金額が計上されているか。(業種、広告宣伝費等による区分)

☐ 積み上げによる算定の場合は、広告の印刷枚数、印刷費、広告回数、移転通知費用、通知枚数、開店祝い費用、招待客数等が適正か。

2) その他費用

☐ 営業許可等の新規、変更等手続が必要なものののみ計上されているか。

☐ 営業許可等の新規、変更等手続の費用については、申請等手数料、委託業務報酬額等の認定が適正か。(根拠資料、許認可庁への聞き取り調査結果等が添付されているか。)

○ 営業許可等手続の費用に関する聞き取りメモ

聞き取りメモ	令和4年4月12日
場 所:	電話(架電)
時 間:	10:15~10:20
相手方:	埼玉県保健医療部生活衛生課
当 方:	〇〇〇〇
内 容:	第一種動物取扱業登録証について
(1) 第一種動物取扱業登録証を取得している事業所が移転する場合、建物、設備が変更となるので新規の登録申請が必要である。	
(2) 建物の図面等が完成した段階で事前に申請をし、検査日を設定の上で立入検査を行う。その際設備及び動産を搬入しておく必要がある。	
(3) 検査完了後、登録証が事業主に届いた時点からでないと営業はできない。立入検査完了後、5営業日で郵送となるため、7日かかるとみておけばよい。	
(4) 新規申請費用は16,000円である。	
以上	

☐ 名刺、その他印刷物等の作り替え費用等を補償する場合は、その数量が現在在庫数、発注ロット等から適切に認定されているか。

I 個人

(8)消費税等相当額の補償

☐消費税等相当額の補償の要否が「消費税等相当額補償の要否判定フロー」のとおりとなっているか。

☐消費税等相当額の一部の補償が必要な場合においては、消費税等調査表において計算された共用資産の承認割合が適切に用いられているか。

☐消費税等相当額の補償が必要な場合、固定的経費の基本料金に係る消費税等相当額については、固定的経費附属明細書において適切に計上されているか。

○固定的経費付属明細書

様式第7号					
固 定 的 経 費 付 属 明 細 書					
科目名 水道光熱費					
No. 3 (単位:円)					
内 訳	損 益 計 算 書 計 上 額	収 益 に 加 算 で き る 額	固 定 的 経 費 認 定 額	消 費 税 等 課 税 対 象 額	摘 要
電気代	196,211	0	80,749	80,749	電気代の基本料金を固定的経費として認定(資料P1～3)。 (1,430+4,685+1,287)÷1.1×12ヶ月=80,749
					水道代の基本料金を固定的経費として認定(資料P4～5)。

☐移転広告費に係る消費税等相当額については、標準税率と軽減税率とで適切に区分されているか。

○営業補償金算定書

様式第5-2号			
一般社団法人 社会資本整備支援機構 Infrastructure Adjustment Support System			
営業補償金算定書(営業休止の補償)			
氏名又は名称: 		構外再築工法、営業休止期間: 13日間	
補 償 項 目	計 算 式	(消費税等課税対象額) 補 償 額	備 考
移転広告費その他店舗等の移転に伴い 通常生ずる損失額	移転広告費	標準 (323,300) 円	
		軽減 (160,000) 円	
	その他費用	483,300 円 16,000 円	